

諮問庁：独立行政法人国際協力機構

諮問日：平成28年5月18日（平成28年（独情）諮問第44号）

答申日：平成28年11月25日（平成28年度（独情）答申第57号）

事件名：プロサバナ事業マスタープラン策定支援プロジェクトに係る「Form of Contract」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の文書2（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、13枚目の「I V A (1 7 %) o v e r t o t a l C o s t」及び「R e i m b u r s a b l e I t e m s」のそれぞれの経費欄を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月4日付けJICA（6R）第2-02002号により独立行政法人国際協力機構（以下「機構」、「JICA」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その一部の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

(1) 異議申立書及び意見書

ア JICAとの現地コンサルティング企業の契約者の氏名の不開示について

本件対象文書の2枚目の契約文書の締結先である特定会社の署名者氏名（署名や印影の開示は不要）の開示を求める。

本事業（プロサバナ事業）における過去の機構と現地コンサルティング企業との契約書は、開示に当たって署名者の肩書きだけでなく氏名もフルネームで公開されている。これより1ヶ月程度後に請求され公開された機構による現地企業との同様の契約書の契約者名が不開示となっていることは、大変問題のある措置である。

さらに、理解し難いことに、機構から届いた不開示通知書には署名者の氏名までが不開示となっている理由については明記されていない。つまり、理由が示されないまま請求者の権利に反して情報が不開示とされている状態にある。この点については、当初の事務的な

ミスである可能性が高いと考えたが、同様の情報請求を行った国会議員の事務所から機構宛に署名者氏名の開示要請がなされたところ、機構担当者より「開示は不可能」との回答があったと聞いている。つまり、この不開示が恣意的なものであったことが明らかである。しかし、上記のとおり、開示通知書には、不開示とした事実も、その理由についても一切明記されていない。

イ 契約コンサルタントの報酬などの不開示について

本件対象文書の13枚目の全ての箇所の開示を求める。

公的な資金によって行われる事業の現地コンサルティング業務が、どのような資金の割当によって行われているかを公開することは大変重要なことである。その単価や時間数、間接経費のパーセントが、他の契約業務や現地コンサルティング企業と比べて妥当なものであるのかを国民・納税者・市民が検討することは、効率的な行政・ODAのあり方を目指していく上で不可欠な情報の一つであると考え

る。しかし、この不開示理由について、通知書は「業務従事者の氏名、人員配置表、業務従事日数、全体契約金額（税を除く総額・税額・総額）以外の各費目の内訳金額等の詳細情報は、受注企業が本事業を実施するに当たっての企業としての経営資源の管理・配分についての固有の重要情報であり、これらを公にした場合、同社の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号の規定により不開示とする。」と記している。つまり、これらの情報は、契約企業の「経営資源にとって固有の情報」であり「正当な利益を害する」との主張がなされている。しかし、同社が公的資金で行われる事業を競争に基づいて自ら申請し契約している以上、これは該当しないと考える。

ウ 以上から、上記ア及びイの部分についての不開示に対して異議申立てを行い、これらの開示を再度要請する。

なお、機構の文書の開示に関する申立てはこれで3度目となる。一度目の申立てについては、審査会の答申がなされ、「理由の提示の制度の趣旨は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立て等に便宜を与えるところにある。」「処分庁が本件対象文書のどの部分をどのような根拠をもって不開示としたかが開示請求者に明らかとならず、理由の提示の要件を欠くと言わざるを得ず、法9条1項及び2項の趣旨並びに行政手続法8条に照らし違法であり、取り消すべきである。」との指摘がなされている。

しかしながら、この直後に開示された機構の文書については、再び

膨大な量（箇所）が不開示とされ、異議申立てを再度行われねばならなかった。そして、今回再びこのような結果となっている。法は、その第一条に示されているとおり、「国民主権の理念にのっとりた」等のために制定されたものである。また、機構は活動指針として、「効率的かつ透明性の高い業務運営」を掲げている。

昨今の厳しい社会・経済情勢を鑑みるに、国際協力が主権者である国民そして納税者に支持されるものとなるよう、理念を日々の業務に反映させようとする不断の努力はこれまで以上に不可欠となっているように思う。機構の情報公開について、より一層の努力を求めるとともに、これらの不開示箇所の全面公開を要請する。

（２）追加意見書

- ア 補充理由説明書には、なぜ開示通知書に法５条１号について言及されておらず、事後的に追加されたのかの説明がない。
- イ 申請者が異議申立てをするのは、とてもエネルギーのいることであり、ＪＩＣＡの対応が法の精神を十分踏まえているとは考えられない。また、開示・不開示の根拠が、このように後付け的に不透明な形で加えられるのは、法１条の精神に反すると思う。
- ウ 審査会からの平成２７年度（独情）答申４０号でも指摘されたように、ＪＩＣＡに対しては、同法の注意深い運用が求められてきた。しかし、一納税者・国民として大変残念ながら、ＪＩＣＡが組織としてこれらの答申を厳粛に受け止め、組織をあげて透明性を向上させるための改善努力を行ってきたかどうかについては疑問を禁じ得ない。
- エ また、この３年ほど、異議申立人がＪＩＣＡに対して行ってきた情報開示請求に対する対応が、今年度に入ってから、入り口（受付）の段階で、急に大変時間のかかるものとなっていることも付記したいと思う。
例えば、
 - （ア）特定年月日Ａに行った開示申請の受付が１０日以上後に行われている。ＪＩＣＡ担当窓口（総務部総務調整課）から、遅れについての指摘があるが、その理由は書かれていない。
 - （イ）特定年月日Ｂに行った開示申請に対して、「開示決定等の期限の延長」が一ヶ月近く後に届いており、「内容を精査した上で開示決定を行うことが不可能」と書かれている。
- オ 最後に、本件諮問事件に関するＪＩＣＡによる補充理由説明書に関し、追加された法５条１号について、疑問に思われるため、この点について考えを述べたいと思う。まず、法５条の規定を見る限り、日本の公的機関であるＪＩＣＡとの事業契約書に署名する立場の特定会社

の人物の名前が非公開とされるべき根拠は見当たらない。二点指摘したい。

(ア) 1号には「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」とあり、この人物が特定会社の経営に参加していれば、当然公開の対象となる。異議申立人はこの情報を持ち合わせておらず、法5条1号を理由とするのであれば、JICA側でこの情報が提供されるべきと考えるが、それは提供されていない。なお、同社のホームページ上には、役員などの情報は掲載されていないようである。「我々について」の頁には、写真が掲載されているだけである。

(イ) また、いずれの場合でも、平成28年4月に提出した、本件諮問事件に関する異議申立書に示した通り、過去の情報開示においては、JICAとのコンサルタント契約を署名した企業の肩書きと氏名がフルネームで記載されており、契約署名者名の情報は、法5条1号イ「慣行により公にされている」情報といえると考えます。また、両者の契約は同じプロサバナ事業の中で結ばれた現地コンサルティング企業との契約であり、今回の特定会社との契約主名が、あえて伏せられているとすれば、それは恣意的な運用によるものであるとの疑いを生じさせるに十分な対応であると考えます。

カ 以上から、JICAから行われた補充理由説明も、異議申立人が平成28年4月6日に提出した異議申立てとその背景理由について、十分応えるものとなっていないと考える。いずれの理由も不開示理由として承服しがたいため、審査会に検討いただきたく、異議申立人からも改めて送るものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

処分庁は、異議申立人が行った開示請求「プロサバナ事業マスタープラン策定支援プロジェクト（PD）で、2015年度に、農民組織とのコミュニケーション改善のために契約された現地（モザンビーク）の特定コンサルティング企業との契約締結に当たっての①募集要項、②契約書、③TOR（業務指示書）及び④変更仕様書（あれば）。」に対し、別紙の2文書を特定し、部分開示とする原処分を行った。

(2) 異議申立人の主張に対する機構の見解

ア 異議申立人が参照している過去の開示請求書で特定された契約書の署名者氏名は、企業名、企業代表者名ともにホームページ上で公開されている情報であることから、開示したものである。他方、本件請求の特定会社の署名者については、過去の開示請求で開示された契約書

の企業とは異なり、署名者の氏名が公開されていないため、不開示としている。よって、法5条1号の規定に基づき、当該部分を不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

なお、当該部分の不開示理由は、不開示決定通知書の「2, 3, 7頁における個人の氏名、Eメールアドレス」にて、署名者の氏名が、個人に関する情報に該当することが認められる旨記載しており、請求者による「理由が明記されていない」との指摘は当たらない。

イ 異議申立人は、契約金額のみならず、単価や時間数、間接費のパーセントを公開する必要があるとしているが、これらの情報は、受注企業が本事業を実施するに当たっての企業としての経営資源の管理・配分に関する固有の情報である。

これらを公にした場合、同社の競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れがあることから、法5条2号イの規定に基づき、当該部分を不開示とした原処分は維持することが妥当と考える。

2 補充理由説明書

本件対象文書の13頁目の氏名については、法5条2号に該当し不開示としたが、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるので、法5条1号の不開示理由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 平成28年5月18日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月7日 | 審議 |
| ④ 同月13日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年9月30日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年10月26日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ 同年11月9日 | 異議申立人から追加意見書を收受 |
| ⑧ 同月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、プロサバナ事業マスタープラン策定支援プロジェクト(PD)で、2015年度に、農民組織とのコミュニケーション改善のために契約された現地(モザンビーク)の特定コンサルティング企業との契約書である。

異議申立人は、本件対象文書のうち、①2枚目の契約文書の締結先である特定会社の署名者氏名及び②13枚目の不開示部分(以下「本件不開示部分」という。)の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の

不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

本件対象文書の2枚目の契約文書の締結先である特定会社の署名者氏名及び13枚目の個人の氏名については法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分に記載された氏名は特定会社の代表者ではなく同社の被雇用者の氏名であり、ホームページ等の公開資料には掲載されていないとのことであり、当審査会事務局職員をして特定会社のホームページを確認させたところ、当該氏名は掲載されていないことが認められた。

これを踏まえ、当該部分の法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分は法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 法5条2号該当性について

本件対象文書の13枚目の不開示部分（個人の氏名を除く。）には、契約単価、業務従事日数及びそれぞれの小計等が記載されている。

当該不開示部分のうち、下記に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、特定プロジェクトについての特定会社の専門家ごとの受注単価や業務従事日数が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、本件対象文書の13枚目で不開示とされている「I V A (17%) over total Cost」の経費欄については、本件対象文書において同様の情報が開示されており、また同じ頁で不開示とされている「Reimbursable Items」の経費欄については、同頁に「JICAが同経費を負担する」との記載が認められることから、同経費が計上されないことは明白であり、これを公にしたとしても、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条2号に該当せず、開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべき

とする部分のうち、13枚目の「I V A (1 7 %) o v e r t o t a l
C o s t」及び「R e i m b u r s a b l e I t e m s」のそれぞれの
経費欄は、同号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条
1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当で
あると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- 文書1 Request for Proposals
Title of Consulting Services:
Consultant for Stakeholder Engagement
- 文書2 Form of Contract
Contract for Consultant's Services (Time-Based)
Project Name: Consultant for Stakeholder Engagement between Japan International Cooperation Agency Mozambique Office and MAJOL Consultoria e Serviços
Dated: 2nd, November, 2015